

JICAにおける内部統制

JICAは内部統制システム¹を整備するとともに、継続的にその見直しを図っています。

1. 内部統制の目的

(1) 業務の有効性・効率性の向上

JICAは、独立行政法人国際協力機構法第3条に定められた目的を果たすため、中期目標等に基づき業務を行います。また、事務の合理化・適正化等、より効率的に業務を遂行します。

(2) 法令等の遵守（コンプライアンス）

JICAは、コンプライアンス・ポリシーを定め、法令、内部規程、その他の規範の遵守を促進します。また、コンプライアンス委員会を通じて、コンプライアンスの状況及び体制等を確認し、その強化を図ります。

(3) 資産の保全

JICAは、資産の取得、使用及び処分を、法令及び内部規程等に則り、適切に行うことにより、資産の保全を図ります。また、資産の取得目的に沿った有効活用を行うとともに、必要に応じ適正な処分を行います。

(4) 財務報告等の信頼性確保

JICAは、国民に対する説明責任及び第三者による評価に資するため、財務報告等に係る情報の信頼性を確保します。

2. 内部統制の基本的要素

(1) 統制環境

JICAは、運営基本理念として「JICAのビジョン」を、運営方針として毎年の重要対応事項を、役職員の倫理指針・行動指針として「役職員倫理規程」を

¹ 役員（監事を除く）の職務の執行が独立行政法人通則法、個別法または他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（独立行政法人通則法第28条第2項）。

定めています。

また、内部統制システムの整備に関する事項を業務方法書に定めるとともに、内部統制に関する規程、監事及び監事監査規程、内部監査規程、文書決裁規程、コンプライアンスに関する規程、リスク評価及び対応に関する規程等、内部統制に必要な規程等を整備しています。

内部統制推進体制については、JICA を代表し、その業務を総理する理事長の下、総務部担当理事をもって内部統制担当理事、総務部長をもって総括内部統制推進責任者としています。また、内部統制に関する重要事項は、理事会で審議することとしています。

（２）リスクの評価と対応

JICA は、機構法第 3 条に定められた目的遂行の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行います。具体的には、リスク評価及び対応に関する規程に基づき、部署ごとにリスクを特定・評価するとともに、組織全体においても、主要リスクの特定・評価を行います。主要リスクに関する事項はリスク管理委員会にて審議します。

円借款事業や海外投融資事業に係る統合的リスク管理については、有償資金協力勘定統合的リスク管理規程を定め、有償資金協力勘定リスク管理委員会等を通じて、適切なリスク管理を行います。

入札・契約に関しては、契約事務の適切な実施、相互牽制を確立し、監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を設置しています。

加えて、開発途上国で業務を行うという特性から、安全管理に関しては専門の部署を中心として対処し、関係者の安全を確保します。

（３）統制活動

JICA は、理事長の方針及び指示が適切に実行されることを確保するために、組織規程等に基づき職務権限及び職責を明確にします。また業務方法書及び各業務の実施要綱等により、業務プロセスを明確にするとともに、JICA 内で周知徹底します。

（４）情報と伝達

JICA は、理事長の指示及び JICA のミッションが確実に役職員に伝達されるとともに、職員から役員に必要な情報が迅速に伝達されることを確保します。また、内部通報窓口と外部通報窓口を設置し、適切に運用します。さらに、情報の適切な管理及び公開に関し、法人文書管理規程等を整備し、JICA の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法

人情報をウェブサイト等で公開します。

(5) モニタリング

JICA は、日常的に内部統制をモニタリングするとともに、内部統制担当理事と内部統制推進部門によるモニタリングを行います。さらに、監事による JICA の業務に関する監査及び会計監査人による財務諸表に関する監査を受けるとともに、内部監査を実施します。

(6) ICT への対応

JICA は、業務の効率化、正確性の向上、情報伝達の確実化等を目的に、情報システムを整備し、情報システム委員会を通じ、情報システムの適切な統制と利用を図ります。

また、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程等を整備するとともに、情報セキュリティ委員会等を通じ、必要な対策を行います。

以上により、組織内外の ICT に適切に対応します。

以上